

佐世保工業高等専門学校学生支援室規程

(令和8年3月27日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校人材開発センター規則第4条第3項の規定に基づき、学生支援室の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生支援室は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 一 本校学生の相談に応じ、問題解決に必要な助言及び指導を行う。
- 二 本校学生の成績不振の立て直し及び学力向上を支援する。
- 三 学内の関係部署等と連携を図りながら、診断の有無に関わらず障害や疾病等により社会的障壁を抱えている学生の円滑な修学、学生生活に係る指導、助言及び支援の基本方針に関する企画立案並びに実施の総括を行う。

(業務)

第3条 学生支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生相談に関する業務
 - イ 就学に関する助言及び指導
 - ロ 精神衛生に関する助言及び指導
 - ハ 健康に関する助言及び指導
 - ニ その他個人的問題に関する助言及び指導
 - ホ 相談活動に関する調査研究
- 二 学習支援に関する業務
 - イ 学生の成績不振の立て直し及び学力向上に関する助言及び指導
 - ロ 提出物を苦手とする学生に対する助言及び指導
 - ハ 学習支援活動に関する効率的な実施方法の検討及び調査研究
- 三 バリアフリー支援に関する業務
 - イ 社会的障壁を抱えている学生からの相談業務
 - ロ 社会的障壁を抱えている学生の就学支援及び環境整備等業務
 - ハ 社会的障壁を抱えている学生のための教育方法等の提案及び調整業務
 - ニ 社会的障壁を抱えている学生に係る研究、調査、分析及び情報発信業務
 - ホ 社会的障壁を抱えている学生の支援に係る関係機関との連携及びコーディネート業務
 - ヘ 社会的障壁を抱えている入学志願者からの事前相談業務
 - ト 教職員及び学生へのバリアフリー支援の意識啓発業務
- 四 その他学生支援室に関すること。

(組織)

第4条 学生支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生支援室長（以下「室長」という。）
- 二 学生支援室員（以下「室員」という。）
- 三 相談員
- 四 バリアフリー支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）
- 五 看護師

2 室長は、本校教授及び准教授の中から校長が選任する。

3 室長は、学生支援室に関する業務を統括する。

4 室員は、本校専任教員の中から校長が選任する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号及び第2号に規定する者の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員)

第6条 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 各学科長及び基幹教育科長
- 二 学生課所属の看護師
- 三 その他校長が必要と認めた教職員

2 相談員は第3条第1項第1号に掲げる業務を処理する。

3 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 校長は、必要に応じて、本校職員以外の者を相談員として委嘱することができる。

(コーディネーター及び看護師)

第7条 コーディネーターは、本校専任教員の中から校長が選任する。

2 コーディネーターの任期は、校長が別に定める。

3 コーディネーターは、室長を兼ねることができる。

4 コーディネーター及び看護師は第3条第1項第3号に掲げる業務を処理する。

(スチューデントアシスタント及びティーチングアシスタント)

第8条 学生支援室に、第3条第1項第2号に掲げる業務の補助業務を行うため、スチューデントアシスタント及びティーチングアシスタントを置くことができる。

2 スチューデントアシスタントは、本科5年生の中から、室長の推薦に基づき校長が任命する。

3 ティーチングアシスタントは、専攻科生の中から、室長の推薦に基づき校長が任命する。

4 スチューデントアシスタント及びティーチングアシスタントの任期は1年とし、再任を妨げない。

5 スチューデントアシスタント及びティーチングアシスタントに関し必要な事項は別に定める。

(スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、作業療法士等)

第9条 室長は、校長の許可を得て、第3条第1項第3号に規定するバリアフリー支援に関する業務(以下「バリアフリー支援業務」という。)に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、作業療法士等を支援室の構成員とすることができる。

(運営委員会)

第10条 バリアフリー支援業務の運営等に関する必要な事項及び独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成28年3月24日理事長裁定、令和6年3月15日一部改正)に基づき、教育活動及び学校生活において、支援や合理的配慮が必要な学生に対する事務及び事業を行う上で重要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校バリアフリー支援運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 バリアフリー支援業務の運営に関すること。
- 二 社会的障壁を抱えている学生の把握(学生からの申請受付等)に関する重要なこと。
- 三 学生の入学前及び入学後における合理的配慮の方針等に関する重要なこと。
- 四 学生の合理的配慮のための実施体制、実施計画、実施方法及び実施内容等に関する重要なこと。
- 五 学生の合理的配慮に関する評価及び調査等に関する重要なこと。
- 六 その他、校長が必要と認めた事項

(委員会の組織)

第12条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 学生主事
- 三 寮務主事
- 四 専攻科長
- 五 学生支援室長
- 六 コーディネーター(第3条第1項第2号及び案件により第4号の場合は除く。)
- 七 事務部長
- 八 総務課長
- 九 学生課長
- 十 看護師(第3条第1項第2号及び案件により第4号の場合は除く。)

2 校長は、委員会の審議内容に応じて、学科長、基幹教育科長、学級担任、技術室長のほか、学校医、学校薬剤師、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、作業療法士又は顧問弁護士等の専門家を陪席させることができる。

(委員長)

第13条 委員会の委員長は、室長をもって充てる。

2 委員長は、第11条に掲げる事項を審議する必要があるとき及び社会的障壁を抱えている学生（本校入学前の者を含む）から提出された別に定める合理的配慮申請書に基づき、その記載内容により合理的配慮の必要があると認めたときは、委員会を招集する。

3 委員長は、前項で委員会を招集したときに、議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
（守秘義務）

第14条 委員会の審議内容は、原則として、当該事案に関係する必要最小限度の教職員のみが共有することとし、情報の取り扱い及びプライバシー保護に十分留意する。

（支援対応）

第15条 社会的障壁を抱えている学生（本校入学前の者を含む）及びその保護者との面談や、支援内容の検討協議については、委員会の方針及び決定事項に沿って、関係教職員等が協力して対応する。

2 社会的障壁を抱えている学生（本校入学前の者を含む）及びその保護者との具体的な対応方法や詳細については、別に定める合理的配慮マニュアルに基づいて取り扱うものとする。

（秘密の保持）

第16条 学生支援室の構成員は、業務上知り得た学生の個人情報及び秘密を他に漏らすてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、守秘義務の例外として、必要最小限の範囲で情報の共有または開示を行うことができる。

一 学生本人または保護者の同意を得た場合。

二 学生本人または第三者の生命、身体または財産の保護のために緊急の必要があると認められる場合。

三 法令に基づき開示を求められた場合。

四 適切な支援を実施するために、学内の関係部署や教職員との間で、組織的な対応として情報を共有することが不可欠であると室長が判断した場合。

（事務）

第17条 学生支援室及び委員会に関する事務は、学生課において処理する。

（雑則）

第18条 この規程に定めるもののほか、学生支援室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。